

「みんなで創る内航」 推進運動 参加手順

1. 運動の趣旨

令和3年5月に「海事産業強化法」(「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」)が成立・公布し、令和4年4月より同法律に伴う改正内航海運業法が施行されました。これを踏まえ、引き続き内航海運業界においては船員の働き方改革や取引環境の改善、運航・経営効率化等による生産性向上に向けた各種取組が進められています。

「みんなで創る内航」推進運動は、内航海運業者によるこれらの取組の実施状況を自主的かつ対外的に見える化することで、内航海運業界への求職者等への積極的な広報に加えて、業界全体の取組の促進に寄与することを目的としています。

2. 参加要件

「みんなで創る内航」推進運動には、内航海運業法で定められる内航海運業者(オーナー、オペレーター、船舶管理業者)が参加することができます。

3. 参加手順

「みんなで創る内航」推進運動への参加は、事務局が配布する「自主宣言様式」を用い、自主宣言を作成して事務局に提出することによって行います。

なお、参加にあたっては実態と異なる自主宣言とならないようご留意ください。実態とかけ離れた内容である等の状況が確認された場合には、参加が取下げとなる等の可能性があります。

3-1. 「自主宣言」の必須項目の確認

「みんなで創る内航」推進運動の趣旨と下記の必須項目を確認の上、ご参加をお願いします。参加企業名は事務局で集約し、公表いたします。

①関係法令の遵守

関係法令を遵守するとともに、法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、必要な配慮を行います。

②関係ガイドラインの実行

「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けて「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」に提示されている事項に取り組みます。

3-2. 自主的な取組の選定

前項に加え、「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けて自社としてさらに取り組むことができる項目について、以下の取組例を参考に、最低1項目より選定し、「自主宣言様式」に記入をお願いします。

「自主宣言」に盛り込んだ項目を公表するか否かは任意で、隨時変更が可能です。

取組例
船員養成費用等の補助
船員養成費用に対する外部の補助制度等の利用
船員の複数船舶への柔軟な配乗
働きやすい多様な勤務体系の構築(勤務ローテーションの変更など)
船舶内の居住施設の充実化
その他船員確保に向けた環境整備
労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等の取得
荒天等不測の事態を除く要因に対する、不定期航路の欠航率低減
空積載での輸送距離短縮、積載率向上
荷役時間短縮に向けた関係者間調整
休暇の計画・変更がしやすい制度・環境の整備
不定期航路における複雑な配船作業の負担軽減
トラブルによる停船や取引先からの急な依頼等によるスケジュール変更への対応の負担軽減
船舶側の待機時間短縮に向けた関係者間調整
運航スケジュールの過密化対策
船舶の代替建造
安定運航のための配乗方法等の検討
その他生産性向上のための課題解決
複数荷主の共同輸送
バーター取引や配船調整
配船・運航スケジューリングの自動化・半自動化(AI導入も含む)
取引先との配船に係る情報の共有
その他用船契約・配船の改善
RORO船等活用による荷役の効率化
陸海上荷役設備の整備
陸海上荷役作業の見直し

荷役の自動化・半自動化
離着桟操船の自動化・半自動化
その他荷役及び附帯業務の改善
船舶管理会社の設立
他社との船舶の相互融通(バーター取引も含む)
外部の船舶管理会社の活用
その他船舶管理業務の改善

4. 自主宣言を作成し事務局に提出

事務局が配布する「自主宣言様式」を用いて、自主宣言を作成し、事務局に提出して下さい。

自主宣言の提出は隨時可能ですが、まずは社内で確認・合意を得やすいものから早期に宣言を行っていただき、段階的に内容を充実させていくことをおすすめしています。なお、自主宣言提出後にそれを更新するか否かについては任意で、取組の進展等に合わせて追記・修正が可能です。また、代表となる事業者が関係各社の意向及び合意を得た上で、自主宣言をとりまとめて提出することなども可能です。

5. 認証マークの掲示

自主宣言を事務局に提出して受理された内航海運業者は、事務局が配布する認証マークを自社ホームページ等で掲示していただくことができます。なお、認証マークの著作権は国土交通省海事局内航課に帰属します。

6. 事務局

「みんなで創る内航」推進運動のウェブサイトおよび事務局連絡先は以下のとおりです。
「自主宣言様式」はこのウェブサイトからダウンロードすることができます。

【事務局】

ウェブサイト URL

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn3_000010.html

連絡先

海事局内航課事業班 中村、今西、佐々木

TEL:03-5253-8111(内線:43462、43463、43464)

03-5253-8627(直通)

メール:hqt-naiko@ki.mlit.go.jp